

別記様式（第4項関係）

不適切な事務処理等発生報告書

作成日	令和2年11月25日
報告課	公園課

1 概要

事案名	秦野市立おおね公園における売店の管理許可及び減免承認について
発生日時	—
認知日時	令和2年9月17日（木）
発生場所	公園課・おおね公園
事案概要	<p>9月17日、秦野市議会第3回定例会の予算決算常任委員会決算分科会において、おおね公園内の売店（公園施設）の管理許可及び減免承認について、次の指摘がありました。</p> <p>(1) 使用料の減免に当たり、減免申請を受けて承認すべきところ、覚書という行政契約によって承認（行政処分）を行っていること。</p> <p>(2) 売店の管理許可に当たり、許可申請を受けて許可すべきところ、覚書という行政契約によって許可（行政処分）を行っていること。</p> <p>この指摘を受け、行政文書の確認、事務に携わった関係職員（退職者を含む。）からの聞き取りを行ったところ、法令等に則り事務が適正に行われていたとはいえ、また、加算金（電気料金、水道料金及び下水道使用料）の未徴収及び過徴収（精算済）並びに行政文書の一部の誤廃棄が判明したものです。</p>

2 関係課への報告

関係課	報告日	時間 ※24時間表記	特記事項
文書法制課	9月30日（水）	：	法令等の解釈に係る相談
総合政策課	11月24日（火）	：	調査結果に係る決裁の合議
各部局長	11月24日（火）	15:30	調査結果を情報提供

3 外部機関対応

外部機関	報告等の有無	報告等の日時※24 時間表記
議会	■済 □予定有 □予定なし	11月24日(火) 13:00 調査結果を議会へ報告
報道機関	□済 □予定有 ■予定なし	月 日() :
警察	□済 □予定有 ■予定なし	月 日() :

4 時系列経過 ※何が（誰が）どうしたのか分かるように記述すること。

月日	時間 ※24 時間表記	内 容
平成23年 4月1日		鶴巻地区の協同組合との間でおおね公園内売店の管理運営に係る10年間の覚書を締結 [覚書の概要] ・協同組合が10年間の管理運営等を行う。 ・減額後の額を使用料とする。
平成23年度 ～平成28年度		減免申請は求めているものの、許可申請は適正に処理していた。
平成29年度 ～令和2年度		平成29年度において、覚書が締結されていたことから許可手続は不要である旨を決裁し、許可申請書の提出を求めていなかった。
令和2年 9月17日		予算決算常任委員会・決算分科会において、吉村議員より、おおね公園内の売店（公園施設）の手続について指摘があった。
9月24日		議員から資料請求（議会） 「提出した資料」 ①（起案）秦野市立おおね公園管理棟内における売店設置に係る覚書の締結について ② 覚書一式 ③（起案）平成28年度都市公園施設管理許可について ④（起案）平成29年度自動販売機設置等に係る許可及び使用料減免申請の依頼について ⑤（起案）おおね公園内における売店に係る電気料金、水道料金及び下水道使用料の請求について

<p>10月28日</p>		<ul style="list-style-type: none"> * 平成29年度起案：平成28年度加算金の未徴収及び平成27年度分の過徴収の精算 ⑥ (起案) おおね公園内における売店に係る使用料等について <ul style="list-style-type: none"> * 令和2年度起案：7月～9月分 <p>議員による情報公開請求 (閲覧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 保存文書の一部が誤破棄あり 「誤廃棄したと思われる文書」 ① (起案) 平成27年度都市公園施設管理許可について (令和2年度末までの5年保存) ② (起案) おおね公園内における売店に係る電気料金、水道料金及び下水道使用料の請求について <ul style="list-style-type: none"> * 平成27年度起案 (使用料、加算金) * 平成28年度起案 (使用料) ③ 歳入伝票 <ul style="list-style-type: none"> * 平成27年度 (使用料、加算金) * 平成28年度 (使用料) * 平成29年度 (加算金 (1～3月分))
<p>11月24日</p>	<p>13:00</p>	<p>9月予算決算常任委員会・決算分科会の指摘について、調査結果を、高村副市長から議会へ報告 [調査結果の概要]</p> <p>減免承認手続及び管理許可手続については、手続の一部がなされておらず、法令等に則り、適正に行われていたとは言いきれない状態であった。しかしながら、それらの効力については、覚書が法令等に基づく承認又は許可の代替となっているため、有効と考える。</p>

5 原因・影響・今後の対応 ※公表の有無にかかわらず、公表文案として記述すること。

(1) 原因

- ・ 減免承認手続及び管理許可手続については、都市公園法及び秦野市都市公園条例等の法令等の理解が不足していた。
- ・ 加算金の未徴収及び過徴収については、法令等の理解不足及び事務引継ぎの不足があった。
- ・ 行政文書の誤廃棄については、覚書の期間が10年間であり、期間中、担当部署が数度にわたり変更される中で、文書の引継ぎが正しく行われなかった。

(2) 影響（被害・損失などの状況）

- ・ 減免承認手続及び管理許可手続については、手続の一部がなされておらず、法令等に則り、適正に行われていたとは言いきれない状態であった。しかしながら、それらの効力については、覚書が法令等に基づく承認又は許可の代替となっているため、有効と考える。
- ・ 未徴収及び過徴収の加算金は、平成29年度に精算済である。
- ・ 文書が誤廃棄されたことにより、情報公開請求等に適切に対応することができなかった。

(3) 今後の対応

- ・ 必要な見直し（必要な手続一覧、マニュアルの作成など）を図り、法令、条例等に則った適切な事務処理を進めていく。
- ・ 所管課が変更になった際の文書の引継ぎ等を適切に行うとともに、行政文書を適正に管理していく。